

キャッシュレス・消費者還元事業に関する特別約款

第1条（目的・本サービスの概要）

この約款は、国の施策である「キャッシュレス・消費者還元事業」（2019年10月1日の消費税増税後所定の期間、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店舗等で支払いを行った場合に消費者への還元を行う国の事業をいう。以下「本事業」という。）に基づき、マチカ共通約款（以下「会員約款」という。）に定める付帯サービスとして、株式会社まちづくり松山（以下「当社」という）がマチカ登録会員に対してマチピを付与し、利用を認めるにあたっての、条件、制限事項その他の基本的事項を定めるものです。

2 当社がこの約款に基づき会員に対して提供するサービス（以下「本サービス」という。）は、本事業の一環としてなされるものであり、会員が、ポイント付与対象期間中に、対象加盟店において取引（但し、ポイント対象外取引を除く。）を行い、マチカカード等を用いてマチカマネーによる決済を行った場合に、本約款に定める条件に基づき、当社が会員に対して、決済金額に応じたポイントを付与するサービスです。会員は、本約款を承認し、本約款に定める制限等に服することを条件として、本サービスの提供を受けることができます。

第2条（用語の定義）

本約款における用語の意味は、各条に規定するほか、次に定めるとおりとし、本約款に別段の定めがない場合には、マチカ共通約款の用法に従うものとします。

（1）「事務局」とは、本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。

（2）「ポイント付与対象期間」とは、第4条第1項及び第2項に定める期間をいいます。

（3）「対象加盟店」とは、本事業への参加資格を有し、事務局に対して、本事業への参加登録を行っている加盟店をいいます。対象加盟店は、事務局によって公表されます。

（4）「本ポイント」とは、会員が、対象加盟店において取引を行い、マチカマネーによる決済を行ったことにより、本事業に基づき付与されるマチピをいいます。

（5）「ポイント対象外取引」とは、会員が決済を行っても本ポイントが付与されない取引のことをいい、第6条（1）から（8）までに列挙される取引をいいます。

第3条（対象となるキャッシュレス決済手段）

当社は、会員が対象加盟店においてマチカマネーによる決済を行った場合に、会員に対して、本約款の定めに従い、本ポイントを付与します。

3. 未登録のICカードを用いて決済を行っても本サービスの対象となりません。

第4条（ポイント付与対象期間等）

ポイント付与対象期間は、本事業の消費者還元期間と同じであり、原則として 2019 年 10 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までとなります。

2 前項にかかわらず、国または事務局が、本事業の消費者還元期間の始期を 2019 年 10 月 1 日より遅らせた場合、または本事業の消費者還元期間の終期を 2020 年 6 月 30 日より早めた場合には、ポイント付与対象期間は、本事業の消費者還元期間の変更に合わせて、当然に変更されるものとします。また、その他の事情により、当社がポイント付与対象期間を変更する場合には、事前に、マチカサービスのウェブサイト上で公表します。

(なお、本サービスに関するマチカサービスのウェブサイトの URL は <https://machica.jp/cashless/> です。以下同じ。)

3 会員がポイント付与対象期間以外に決済を行った場合には、会員に本ポイントは付与されません。

第 5 条 (ポイントの付与条件)

当社は、対象加盟店での本ポイント付与の対象となる決済ごとに(複数の決済高を合算することはしない。)、当該決済金額に当該対象加盟店に適用されるポイント還元料率(5%または2%)を乗じた数(1ポイント未満の端数は切り捨てる。)の本ポイントを会員に付与します。

2 会員は、以下の各号に掲げる事項について、自己の責任で決済の前に確認を行うものとします(なお、確認方法として、会員が加盟店の店頭に掲示されるポスター等の掲示物を確認するなどして加盟店に確認する方法のほか、国または事務局が所定のウェブサイトにおいて公表を行うことが予定されています。)。当社は、会員に過失があったか否かを問わず、会員が次の各号に掲げる事項について錯誤に陥ったことを理由とした決済の取消や本ポイントまたは本ポイントに代替する金銭等の提供を行う義務を負わず、その他一切の責任を負わないものとします。

(1) 加盟店が対象加盟店であるか否か

(2) 各対象加盟店に適用されるポイント還元料率

3 国、事務局、当社、対象加盟店との間で加盟店契約を締結している決済事業者によって、対象加盟店の本事業への参加登録資格が取り消される場合があります。この場合において、会員が当該加盟店で決済を行った時点で当該加盟店が本事業への参加資格要件を充たしていなかったと事務局又は当社が認める場合には、既に会員が本ポイントを利用した後であっても、会員に付与された本ポイントが遡及的に取り消されることを、会員は承諾するものとします。

4 ポイント付与期間中にマチカマネーを利用して決済を行う会員は、会員から特段の意思表示のない限り、本ポイントの付与を受けるとし、異議なく本ポイントの付与を受けた時は、この約款に同意したものとみなします。

第6条（ポイント対象外取引）

会員が行った決済が、次の各号に掲げる取引のいずれかに関して行われたものである場合は、当該取引が対象加盟店で行われたものであるか否かにかかわらず、本ポイント付与の対象外とします。

- （1）消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手等、印紙、証紙及び物品切手等の販売
- （2）全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売
- （3）新築住宅の販売
- （4）当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）の販売
- （5）収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- （6）給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- （7）キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い
- （8）その他本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び事務局が判断するものに対する支払い

第7条（ポイント付与上限）

第5条第1項にかかわらず、単一の決済に対応して会員に付与される本ポイントには上限があります。当社は、単一の決済について当社が独自に実施しているポイント付与及び第5条第1項に基づき算定したポイント数の合計がポイント上限数を超える場合には、その超過分につき、当社が独自に実施しているポイント付与を減じるものとします。

2 前項に定めるポイント上限数は、決済1回につき、50,000ポイントとします。

3 第5条第1項に基づき算定したポイント数が前項のポイント数を超えるときは、本ポイントは前項のポイント数とし、当社が独自に実施しているポイント付与は行わないものとします。

第8条（ポイントの付与時期）

当社は、ポイント算定対象金額に基づき、第5条及び第7条に従って算定した本ポイントを、決済の時に会員に付与します。

第9条（キャンセル・ポイント付与の取消）

会員は、加盟店との間の決済の原因となる取引が、取消、解除または合意解約等により消滅した場合には、技術的に不可能でない限り、決済を取り消すことでマチカマネーによる返金を受けるものとし、加盟店から現金による返金を受けてはならないものとします。

2 会員が次の各号に掲げる場合の何れかに該当する場合には、当社はその対象となった

決済にかかる本ポイントの付与を取り消します。この場合、当該会員が本ポイントを利用したことにより対象加盟店に対する支払いを免れた約定支払額につき、会員は、当社に対して支払う義務を負うものとします。

- (1) 本ポイントの付与対象となった決済につき決済を取り消した場合
- (2) 第5条第3項に該当する場合
- (3) ポイント対象外取引につき誤って本ポイントが付与された場合
- (4) 会員が本約款に違反した場合その他会員が本ポイントを付与される正当な権利を有しないと認められる場合

第10条（ポイントの譲渡禁止）

会員は、付与された本ポイントを他人に譲渡し又は質権その他の担保権を設定することはできません。

第11条（不当な取引の禁止）

会員は、次の各号に掲げる行為（以下「不当取引」という。）を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の対象カード等を用いて決済した結果として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
- (2) 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
- (3) 商品もしくは権利の売買または役務の提供を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、決済を行い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
- (4) 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
- (5) 本事業の対象取引が取消し、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券類等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
- (6) 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- (7) その他事務局が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引

2 当社は会員が不当取引を行ったことが疑われる場合、会員に対して、電話、メール、訪問その他の方法により調査を行います。会員は当社からの問い合わせに応じ、不当取引を行ったか否かに関する必要な回答を行うものとします。

3 会員が不当取引を行ったことにより、当社、本事業に関与する決済事業者、事務局また

は国に損害が生じたときは、会員は当該損害につき賠償する責任を負うものとします。また、当該損害賠償債務には年 14.6% (年 365 日の日割計算) の遅延損害金を付すものとします。

第 1 2 条 (個人情報共同利用)

会員が不当取引を行った場合または不当取引を行ったことが疑われる場合、当社、国、事務局、本事業に参加する決済事業者及びそれらの委託先は、不当取引を行った者の特定、不当取引の防止及び不当取引によって生じた損害の賠償請求等を利用目的として、会員に関し、次の各号に掲げる情報を共同して利用します。なお、当該共同利用の管理について責任を有する者は事務局となります (共同利用の詳細は、URL : <https://cashless.go.jp/>に記載されます。)

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 電話番号
- (4) 住所
- (5) カード番号等
- (6) 不当な取引を行った事実
- (7) その他会員アカウントに登録されている情報であって、不当取引を行った者の特定、不当取引の防止及び不当取引によって生じた損害の賠償請求等に必要の情報

第 1 3 条 (明細)

付与されるポイントは決済時に加盟店より会員に交付されるご利用明細書に表示され、利用者は、当該代金表示金額、マチカマネーの残高表示金額及び付与されたポイントに誤りのないことを確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該マチカマネーによる決済が正当に完了したことを了承したものとみなします。

第 1 4 条 (利用停止等)

会員が不当取引を行った場合その他会員が本約款に違反した場合、または不当取引が発生した疑いがある場合 (事務局からこれらの通知を受けた場合を含む。)、当社は会員に対する何らの通知または催告を行うことなく、会員による本サービスの利用を停止し、また会員による会員アカウントの利用を停止します。

2 会員が不当取引を行った場合、その他会員が本約款に違反した場合、当社が通知をしたときに、会員は会員規約に定める会員資格を喪失するものとします。

第 1 5 条 (免責)

当社は、本サービスのために使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守及び運用を行います。システムの完

全性を保証するものではありません。

2 当社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、会員に付与されるべきポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、かかる異常を解消できないことにつき当社に過失がない限り、当社はポイントの補償その他の責任を負わないものとします。

3 当社は、加盟店、本事業に参加する当社以外の決済事業者、通信事業者、事務局、国等、当社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた会員の損害について、一切の責任を負いません。

第16条（本約款の有効期間）

本約款の有効期間は、2020年6月30日までとします。

2 本約款の有効期間経過後も、第4条第3項、第5条第3項、第9条、第11条第2項及び第3項、第12条、第14条、第15条は引き続き効力を有するものとします。

第17条（約款及び本サービスの改定）

当社は、必要に応じて随時、本約款及び本サービスの内容を変更できるものとします。本サービスは、国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、会員は了承するものとします。本約款及び本サービスの内容の変更は、当社がウェブサイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。